

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (仮称)骨子案に対する意見募集結果とそれに対する県の考え方

意見募集期間：平成30年1月9日(火)～平成30年1月19日(金)

意見提出件数：1名2件

<寄せられたご意見の要旨と県の考え方>

該当項目	ご意見要旨	県の考え方
記録の整備	<p>和歌山県が独自に、それも和歌山市以外の施設について「サービス提供の日から5年間」と国基準を変更することになれば、国基準「その完結の日から2年」、県基準「サービス提供の日から5年」となると介護医療院を転院するごとにその所在地施設の基準に変わることになれば利用者に不利益が生じる恐れがあり全国的に統一すべきではないか。</p>	<p>記録の整備の基準は、介護保険法上、地方の実情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌すべき基準」に当たります。 本県では、介護報酬の過払いに対する保険者の返還請求権の消滅時効が5年であることにより、介護事業者は、「サービス提供の日から5年間」記録を保存することとしています。 記録の整備の基準を、「従うべき基準」として全国的に統一するかは、国において検討されるものと考えます。</p>
	<p>施設系の(医療・介護含めて)記録保存について年数は別にして、いつからかを統一したほうが良いのではないか。</p>	<p>仮に、介護施設における記録の保存期間を、医療と同様の「完結の日から」とすれば、入所している間の全ての記録を退所の日の翌日から5年間、保存しておかなければなりません。 例えば、入所期間が3年間であれば、計8年間記録を保存しなければならないため、過払いの消滅時効期間の5年が満了した記録についても保管することとなり、必要期間以上の記録の保管を求めることとなります。 したがって、介護施設における記録の保存期間については、「サービス提供の日から」とすることが適当と考えます。</p>